

2026 年 3 月 26 日

## 個人ローン基準金利の改定について

株式会社筑邦銀行（頭取 鶴久博幸）は、当行短期プライムレートの引上げに伴い、2026年4月1日より個人ローン基準金利を下記のとおり改定することとしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 実施日

2026年4月1日（水）

#### 2. 個人ローン基準金利の改定

改定前	改定後	改定幅
3.125%	3.375%	+0.25%

#### 3. 適用開始時期

新たに変動金利でお借入れいただくご融資の場合	2026年4月1日（水）以降にお借入れいただくご融資より適用させていただきます。
2026年3月31日（火）までに変動金利でお借入れのご融資の場合	2026年6月の約定返済日の翌日（2026年7月約定返済分より）より適用させていただきます。 ご返済予定表の発送時期：2026年6月中旬

#### 4. 基準金利見直しの対象となる個人向けローン商品

- ・変動金利型住宅ローン
- ・目的ローン（マイカーローン、教育ローン、リフォームローン等）
- ・多目的ローン（住まいるサポートローン）
- ・カードローン（教育カードローン、住まいるカードローン）（※）

（※）教育カードローン、住まいるカードローンの新金利は4月10日に適用されます。

以 上

《本件に関するお問合せ先》  
営業本部 営業統括グループ 堀江  
TEL：0942-32-5536

## 個人ローン基準金利引上げに関する Q&A

### Q：住宅ローンの毎月の返済額は変わりますか？

A：金利が変更になっても、直ちに返済額が変更になるわけではありません。

毎月の返済額は、お借入後最初に到来する10月1日（1回目）から起算し、以降5回目ごとの10月1日現在の変動金利型住宅ローン金利を適用して翌年1月の返済日から変更します。

5年間は、ご返済額（利息および元金の合計）が変更されないため、この間に金利が見直されると利息および元金の内訳が変更されます。（5年ルール）

### Q：住宅ローンの返済額はどのくらい上がりますか？

A：金利が大幅に上昇して、見直し後のご返済が増加する場合でも変更前の毎回のご返済額の1.25倍が上限となります。（1.25倍ルール）

### Q：金利が見直しされた場合、新金利はいつから適用されますか？

A：お借入後の金利は、年2回（毎年4月1日と10月1日）を基準日として見直しを行い、毎年6月（4月1日基準日）および12月（10月1日基準日）の約定返済日の翌日から新金利を適用します。

### Q：変更後の金利や返済額、返済額の内訳を知りたい

A：金利を変更した場合、返済予定表を当行へお届けいただいている住所に送付いたします（住所変更された場合には、お取引店の窓口で手続きが必要です）  
返済予定表にてご確認ください。

### Q：返済予定表はいつ頃届きますか？

A：6月中旬頃を目安に発送いたします。

### Q：今後の金利上昇へ備えて固定金利への変更は可能ですか？

A：固定金利への変更は可能ですが、手数料が必要です。（ただし、ご契約時の金利優遇幅はなくなります。）また、残りのご返済期間が3年未満などご契約の状況によっては対応出来ない場合もございます。詳しくは窓口へご相談ください。